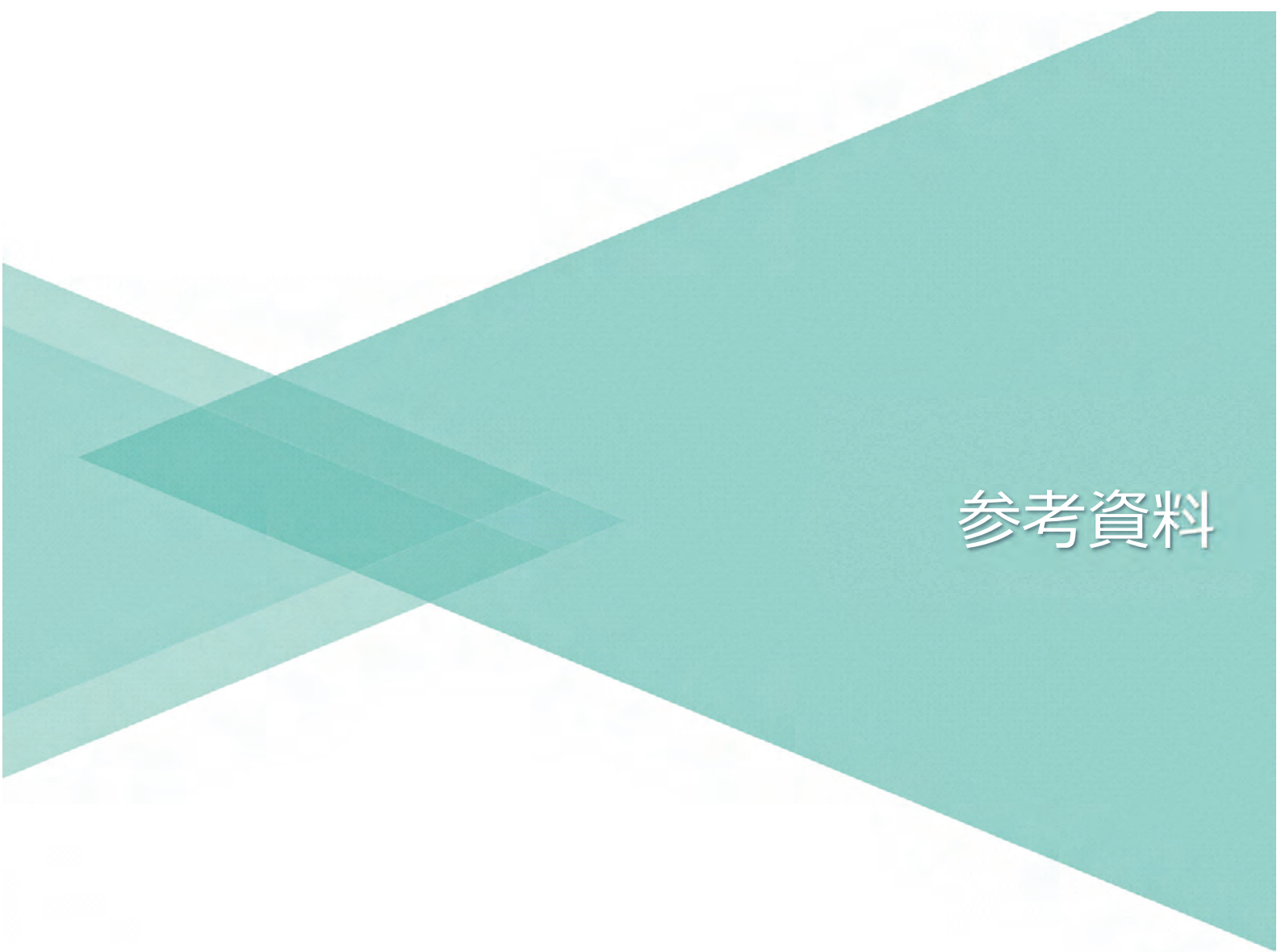




参考資料

1 用語解説

医科歯科連携	病院等での病気の治療と歯科治療を組み合わせで行うこと
オーラルフレイル	身体の衰え（フレイル）の一つで、口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどを含むもの
かかりつけ医	健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師のこと
かかりつけ歯科医	生涯を通じて口腔の健康を維持するために、継続的に適切な治療や管理を提供し、いつでも相談に応じてくれる身近な歯科医のこと
かかりつけ薬局 （薬剤師）	薬による治療のこと、健康や介護に関することなどに豊富な知識と経験を持ち、患者さんや生活者のニーズに沿った相談に応じてくれる薬剤師のこと
共食	一人で食べるのではなく、家族や友人、職場の人や地域の人など、誰かと共に食事をする事
健康経営	従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること
健康寿命	健康で自立した生活を送れる期間のこと
健康無関心層	健康づくりの取組を行わない、新たな健康情報を取ろうとしないなど、健康づくりに対して関心が低い層のこと
口腔ケア	口の手入れのことであり、生活の質を高め、口腔から全身の健康を維持すること
COPD （慢性閉塞性肺疾患）	有毒な粒子やガス（主にたばこの煙）の吸入が原因で、運動時の呼吸困難や慢性の咳・痰等の症状がある進行性の疾患のこと
歯科疾患	むし歯、歯周病（歯肉炎・歯周炎）、不正咬合 ^{ふせいこうごう} 、顎関節症、腫瘍等の歯科に関わる病気のこと
主食、主菜、副菜	主食：ごはん、パン、めん類等で主に炭水化物の供給源 主菜：肉、魚、卵、大豆製品等で主にタンパク質、脂質の供給源 副菜：野菜、海藻、きのこ、いも等で主にビタミン、ミネラル、食物繊維の供給源
受動喫煙	本人が喫煙しなくても身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうこと
循環器疾患	血液を全身に循環させる臓器である心臓や血管等が正常に働かなくなる疾患のことで、高血圧・心疾患（急性心筋梗塞・心不全）・脳血管疾患（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血） ^{りゅう} ・動脈瘤等に分類される
食育	さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること
食品表示	原材料、賞味期限、アレルギー表示、栄養成分表示など、食品の安全性の確保や栄養改善、健康増進等を図る目的で食品に表示される事項のこと
食品ロス	売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されること

身体活動	家事、通勤・通学、労働等の「生活活動」と、スポーツやエクササイズなど、体力の維持・増進を目的として計画的・意図的に行う「運動」を含む、安静にしている状態よりも多くのエネルギーを消費する全ての動きのこと
生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患で、がん、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患、糖尿病、肝疾患、腎疾患等がある
地域歯科医療	医療機関や行政、市民等が連携して取り組む総合的な歯科医療活動のこと
地産地消	その土地でとれた農林水産物をその地で消費すること
低栄養	食欲の低下や食事が食べにくくなった等の理由により食事量が減り、身体を動かすために必要なエネルギーや筋肉の合成に必要なたんぱく質等が不足した状態のこと
適正体重	BMI が 18.5 以上 25.0 未満のやせでも肥満でもない普通体重のこと (BMI= 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m))
特定健康診査	生活習慣病の発症や重症化を防ぐため、特にメタボリックシンドロームに着目して実施する健康診査のこと
特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、専門スタッフが生活習慣を見直すサポートをすること
乳幼児突然死症候群 (SIDS) ハチマルニイマル 8020	何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が突然死に至る原因の分からない病気で、窒息等の事故とは異なるもの 80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保とうということ
病診連携	地域医療等において、核となる病院と地域内の診療所が行う連携のこと
フレイル	加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡等の危険性が高くなった状態のこと
平均寿命	0 歳における平均余命のこと
平均余命	ある年齢の人が、あと何年生きられるかを表した期待値のこと
メタボリックシンドローム ロクマルニイヨン 6024	おなか周りの内臓に脂肪が蓄積した内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか 2 つ以上を併せ持った状態のこと（和名：内臓脂肪症候群） 60 歳で 24 本以上自分の歯を保とうということ
ロコモティブシンドローム	骨、関節、筋肉等の運動器の障害のために、自立度が低下し介護が必要となる危険性が高い状態のこと
ワークライフバランス	仕事と生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のこと

2 行動目標値一覧表

(1) 第3次健康日本21・川越市計画

行動目標	指標	実績値	目標値
1. 栄養・食生活			
適正体重を維持します	適正体重の人の割合	66.2%	75%以上
バランスのよい食事をします	野菜を食べている食事の回数(20～50歳代)	—	中間アンケートからの増加
	1日2食以上、主食・主菜・副菜がそろっている人の割合(60歳代以上)	52.2%	増加
塩分の摂取量について意識します	塩分の摂取量について意識している人の割合	57.3%	増加
2. 身体活動・運動			
運動やスポーツを楽しみます	—	—	—
日ごろから意識的に身体を動かすよう心がけます	意識的に身体を動かしている人の割合	65.6%	70%以上
運動習慣を持ちます	運動習慣者の割合	【20～64歳】 男性 30.2% 女性 25.6% 【65歳以上】 男性 54.2% 女性 53.3%	【20～64歳】 男性 32%以上 女性 27%以上 【65歳以上】 男性 58%以上 女性 58%以上
3. 歯と口の健康			
自分にあった歯と口のケアを行います	—	—	—
かかりつけ歯科医を持ちます	かかりつけ歯科医を持つ人の割合	70.8%	85%以上
年に1度は歯科健診を受けます	年に1度は歯科健診を受ける人の割合	48.0%	55%以上
行動目標全てに関連する指標	12歳児でむし歯のない人の割合	66.5%	77%以上
	6024達成者の割合	64.9%	80%以上
	8020達成者の割合	42.5%	60%以上
	ゆっくりよくかんで食べる人の割合	20.3%	増加
4. 休養・こころの健康			
睡眠を十分とるようにします	睡眠により疲れがとれていない人の割合	17.6%	15%以下
ストレスと上手に付き合います	ストレスとうまく付き合えている人の割合	31.2%	増加
自分なりの趣味や生きがいを持ちます	地域行事や趣味の会への参加割合	25.9%	28%以上
5. たばこ			
たばこは吸いません	喫煙率	【中学生】 — 【高校生】 — 【妊娠中】 0.3% 【成人】 13.5%	【中学生】 0% 【高校生】 0% 【妊娠中】 0% 【成人】 12%以下
	COPDの意味を知っている人の割合	17.4%	80%以上
受動喫煙しません・させません	受動喫煙に配慮している喫煙者の割合	81.1%	増加
	受動喫煙を受けたことがある人の割合	【小学生】 51.6% 【中学生】 65.9%	減少

行動目標	指標	実績値	目標値
6. 健康管理【健（検）診・重症化予防】			
定期的に健（検）診を受けます	国民健康保険特定健康診査の受診率	41.9%	60%以上
	後期高齢者健康診査の受診率	31.1%	40%以上
	ア受がん ン診ん ケ率検 ト（診 市の 民	【胃がん】	40%以上
		【肺がん】	50%以上
		【子宮がん （頸部）】	40%以上
		【乳がん】	40%以上
生活習慣病の発症と重症化を予防します	国民健康保険特定保健指導の実施率	14.7%	60%以上
飲酒は適量を心がけます	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合	男性 14.6% 女性 9.1% (参考値*1)	男性 13%以下 女性 6.4%以下

* 実績値：平成 30 年度、目標値：令和 6 年度

* 1 平成 28（2016）年の国の実績値

（２）第 3 次川越市食育推進計画

行動目標	指標	実績値	目標値
適正体重を維持します	適正体重の人の割合	66.2%	75%以上
バランスのよい食事をします	野菜を食べている食事の回数（20～50 歳代）	—	中間アンケートからの増加
	1 日 2 回以上、主食・主菜・副菜がそろった食事をしている人の割合（60 歳代以上）	52.2%	増加
塩分の摂取量について意識します	塩分の摂取量について意識している人の割合	57.3%	増加
毎日、必ず朝食をとります	朝食を欠食する人の割合（20～30 歳代）	25.4%	22%以下
家族や友人と食事をする機会を増やします	朝食または夕食を一人で食べることが多い子どもの割合（小・中学生）	【朝食】 小学生 21.1% 中学生 41.5% 【夕食】 小学生 3.3% 中学生 12.8%	減少
地場農産物を意識し、食材を選択します	—	—	—
食の安全性について、正しい知識を持ちます	—	—	—
食品ロスを減らします	食品ロスを減らすための平均取組数	2.9 項目	3.9 項目

* 実績値：平成 30 年度、目標値：令和 6 年度

(3) 第2次川越市歯科口腔保健計画

行動目標	指標	実績値	目標値
自分にあった歯と口のケアを行います	-	-	-
かかりつけ歯科医を持ちます	かかりつけ歯科医を持つ人の割合	70.8%	85%以上
年に1度は歯科健診を受けます	年に1度は歯科健診を受ける人の割合	48.0%	55%以上
行動目標全てに関する指標	12歳児でむし歯のない人の割合	66.5%	77%以上
	6024達成者の割合	64.9%	80%以上
	8020達成者の割合	42.5%	60%以上
	ゆっくりよくかんで食べる人の割合	20.3%	増加

* 実績値：平成30年度、目標値：令和6年度

3 川越市健康づくり推進協議会

(1) 川越市健康づくり推進協議会条例

平成二十六年六月二十五日
条例第四十六号

(設置)

第一条 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第二項に規定する市町村健康増進計画及び食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十八条第一項に規定する市町村食育推進計画の策定その他市民の健康づくりの推進に関する事項について協議するため、川越市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 協議会は、委員二十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 保健医療関係団体の代表者
- 三 社会福祉関係団体の代表者
- 四 健康づくり推進活動を行う団体の代表者
- 五 前各号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 協議会の庶務は、川越市保健所健康づくり支援課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 令和元(2019)年度川越市健康づくり推進協議会 委員名簿

(令和2年2月現在)

	所 属 団 体	氏 名
1	川越市医師会	◎廣澤 光昭
2	川越市自治会連合会	○新井 正司
3	埼玉医科大学	宮山 徳司
4	女子栄養大学	西村 早苗
5	明海大学	松本 勝
6	川越市校長会	黒須 淳一
7	川越市歯科医師会	今井 恒晴
8	川越市薬剤師会	森山 康代
9	埼玉県歯科衛生士会川越支部	井上 弘美
10	川越市体育協会	大塚 賢一
11	川越市社会福祉協議会	岩田 淳
12	川越市老人クラブ連合会	原 伸次
13	川越市保健推進員協議会	長峰 す美子
14	川越市食生活改善推進員協議会	米原 民子
15	川越商工会議所	原 知之
16	地域活動栄養士 PFC の会	志村 洋子
17	川越地区私立幼稚園協会	三芳 弘道
18	川越市 PTA 連合会	矢部 孝
19	健康づくりボランティアグループやまぶき 21	江尻 旬子

◎会長 ○副会長

(3) (仮称) 健康かわごえ推進プラン (第2次) について (諮問)

川 健 発 第 6 8 8 号
平成31年2月15日

川越市健康づくり推進協議会
会 長 廣 澤 光 昭 様

川越市長 川 合 善 明

(仮称) 健康かわごえ推進プラン (第2次) について (諮問)

川越市健康づくり推進協議会条例 (平成26年条例第46号) 第1条の規定に基づき、下記のことについて貴協議会の意見 (答申) を求めます。

記

諮問事項

(仮称) 健康かわごえ推進プラン (第2次) (第3次健康日本21・川越市計画、第3次川越市食育推進計画、第2次川越市歯科口腔保健計画) の策定について

(4) 健康かわごえ推進プラン（第2次）について（答申）

川健協発第13号
令和2年2月20日

川越市長 川合善明様

川越市健康づくり推進協議会
会長 廣澤光昭

健康かわごえ推進プラン（第2次）について（答申）

平成31年2月15日付け川健発第688号で諮問のあった「健康かわごえ推進プラン（第2次）」について、下記のとおり答申します。

記

本協議会で慎重に協議を重ねた結果、以下の点について十分に配慮して計画の実現に努められるよう要望します。

- 1 第3次健康日本21・川越市計画、第3次川越市食育推進計画、第2次川越市歯科口腔保健計画の3つの計画を一体的かつ総合的に推進することで相乗効果が発揮できるよう、計画の実施に努めること。
- 2 計画の推進に当たっては、市民一人ひとりの自主的な健康づくりを支援するため、各ライフステージや分野別の取組を効果的に推進していくこと。
- 3 市民が健康づくりに関心を持ち自ら積極的に取り組めるよう、さまざまな機関・団体等と相互に連携し、多様な広報活動や環境整備等により計画や取組について広く周知を図るとともに、参加を促進していくこと。
- 4 人生100年時代を迎えるに当たり、身体的な健康づくりだけではなく、生きがいや社会参加等の取組を推進することで、更なる健康寿命の延伸を目指していくこと。

4 川越市歯科口腔保健の推進に関する条例

平成二十五年九月二十七日

条例第三十一号

（目的）

第一条 この条例は、口腔の健康が市民が健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。
- 二 歯科検診等 歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。）、保健指導等をいう。
- 三 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者をいう。

（基本理念）

第三条 歯科口腔保健の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- 一 市民が生涯にわたり、日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

（市の責務）

第四条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

（歯科医師等の責務）

第五条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の責務）

第六条 保健、医療、社会福祉及び教育の関係機関等は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するとともに、相互に連携及び協力を図るよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する者（以下この条において「従業員」という。）の歯科検診等を受ける機会を確保すること等により、歯科口腔保健に関する従業員の取組を支援するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第八条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識と理解を深め、生涯にわたり、歯科口腔保健に取り組むよう努めるものとする。

（計画の策定）

第九条 市長は、市民の生涯にわたる歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健に関する基本的な計画を策定するものとする。

（基本的施策の実施）

第十条 市は、市民の歯科口腔保健を推進するための基本的な施策として次に掲げるものを実施するものとする。

- 一 歯科口腔保健の普及啓発に必要な施策
- 二 歯科検診等を受けることの勧奨に関する施策
- 三 乳幼児期から高齢期までにおけるそれぞれの時期に合わせた歯科口腔保健に必要な施策
- 四 障害者、介護を必要とする高齢者等に対する適切な歯科口腔保健に必要な施策
- 五 歯科口腔保健の推進に関する調査及び研究に必要な施策
- 六 前各号に掲げるもののほか、市民の歯科口腔保健の推進に必要な施策

（委任）

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 計画策定の経緯

月 日	会 議 名 等	内 容
平成 30 年 10 月 30 日	川越市民の健康についてアンケート調査実施 (市内在住の 20 歳以上の男女 3,000 人対象、郵送配布・郵送回収) (市立小学校 5 年生・市立中学校 2 年生、直接配布・直接回収)	
平成 31 年 1 月 18 日	平成 30 年度第 1 回川越市健康づくり推進庁内 会議検討部会	・健康かわごえ推進プランの最終評価について ・庁内における健康づくりの取組について
2 月 1 日	平成 30 年度第 2 回川越市健康づくり推進庁内 会議	・健康かわごえ推進プランの最終評価について
2 月 15 日	平成 30 年度第 2 回川越市健康づくり推進協議 会	・協議会に諮問 ・健康かわごえ推進プランの最終評価について
4 月 23 日	平成 31 年度第 1 回川越市健康づくり推進庁内 会議検討部会	・川越市民の健康について アンケート調査結果報告書 ・健康かわごえ推進プランの評価について ・(仮)健康かわごえ推進プラン(第 2 次)につ いて
令和元年 5 月 17 日	令和元年度第 1 回川越市健康づくり推進庁内会 議	・川越市民の健康について アンケート調査結果報告書 ・健康かわごえ推進プランの評価について ・(仮)健康かわごえ推進プラン(第 2 次)につ いて
5 月 28 日	令和元年度第 1 回川越市健康づくり推進協議会	・川越市民の健康について アンケート調査結果報告書 ・健康かわごえ推進プランの評価について ・(仮)健康かわごえ推進プラン(第 2 次)につ いて
7 月 18 日	令和元年度第 2 回川越市健康づくり推進庁内会 議	・川越市の健康課題について ・(仮)健康かわごえ推進プラン(第 2 次) 骨子 案について
7 月	第 1 回庁内関係課グループヒアリング	・関係課における健康づくりの取組について
8 月 6 日	令和元年度第 2 回川越市健康づくり推進協議会	・川越市の健康課題について ・(仮)健康かわごえ推進プラン(第 2 次) 骨子 案について
8 月	第 2 回庁内関係課グループヒアリング	・今後の健康づくりの取組について
9 月 10 日	令和元年度第 2 回川越市健康づくり推進庁内会 議検討部会	・(仮)健康かわごえ推進プラン(第 2 次) の素 案について
8 月～10 月	関係団体ヒアリング	・関係団体における健康づくりの取組について
10 月 3 日	令和元年度第 3 回川越市健康づくり推進協議会	・健康かわごえ推進プラン(第 2 次) 素案につ いて
10 月 17 日	令和元年度第 3 回川越市健康づくり推進庁内会 議(書面会議)	・健康かわごえ推進プラン(第 2 次) 原案につ いて
10 月 29 日	令和元年度第 4 回川越市健康づくり推進協議会	・健康かわごえ推進プラン(第 2 次) 原案につ いて
12 月 10 日	計画原案に関する意見公募の実施(令和 2 年 1 月 9 日まで)	
令和 2 年 1 月 23 日	令和元年度第 4 回川越市健康づくり推進庁内会 議	・健康かわごえ推進プラン(第 2 次) 原案につ いて
2 月 7 日	令和元年度第 5 回川越市健康づくり推進協議会	・健康かわごえ推進プラン(第 2 次) について
2 月 20 日	答申	・協議会からの答申

健康かわごえ推進プラン（第2次）

〔第3次健康日本21・川越市計画〕

〔第3次川越市食育推進計画〕

〔第2次川越市歯科口腔保健計画〕

令和2年3月

発行 川越市

編集 保健医療部健康づくり支援課

〒350-1104 川越市大字小ヶ谷 817 番地 1

TEL : 049-229-4121（直通）

FAX : 049-225-1291

E-mail : kenkoshien@city.kawagoe.saitama.jp

URL : <https://www.city.kawagoe.saitama.jp/>

